

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASBがIFRS第8号の改善を提案

目次

なぜ本修正が提案されたか？

修正案は何か？

発効日、経過措置およびコメント期限

本IFRS in Focus は、国際会計基準審議会（IASB）によって公表された最新の公開草案 ED/2017/2 に示された IFRS 第8号「事業セグメント」および IAS 第34号「期中財務報告」の修正案を要約したものである。

要点

IASBは、以下についてIFRS第8号を修正することを提案している。

- 最高経営意思決定者（以下、「CODM」）を識別するための追加のガイダンスを提供する。
- 企業に、財務諸表で識別されている報告セグメントが、年次報告パッケージの他の部分で報告されている報告セグメントと、どのように異なるのかを開示することを要求する。
- 集約の要件を適用する際に、いつ事業セグメントの経済的特徴が類似していると考えられるのかについての設例を追加する。
- 新しい開示要求を追加する。

本修正案は、IAS第34号の修正を含んでおり、報告セグメントの構成の変更後には、最初の期中財務報告書で、当期と過年度の両方における「すべての」期中報告期間を、修正再表示することを要求している。

コメント期限は、2017年7月31日である。

なぜ本修正が提案されたか？

IASBは、2013年7月にIFRS第8号の適用後レビューを完了し、IFRS第8号は意図したとおりに機能していたが、改善が必要な分野があると結論付けた。本修正案は、これらを改善することを目指している。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

修正案は何か？**IFRS第8号「事業セグメント」**

IASBは、次のことについてIFRS第8号を修正することを提案している。

- (a) CODMは、営業上の意思決定および企業の事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価することについての決定を行う機能であることを強調する。
- (b) CODMが個人かグループかどうかは、企業がどのように管理されているかによって決まり、コーポレートガバナンスの要求事項はこの評価に影響を与える可能性があることを説明する。
- (c) CODMを識別する際の、業務執行権のないメンバーの役割について説明する。

見解

本修正案は、CODMとして識別された人々のグループに、業務執行権のないメンバーが含まれている可能性があることを明確にしている。例えば、取締役会が営業上および資源の配分における決定を行うことに責任がある場合、業務執行権のない取締役を含む、取締役会全体がCODMとして識別される。言い換えれば、CODMの指定から業務執行権のない取締役を特に除外する必要はない。これは、CODMは、当該グループの一部のメンバーがそのような決定を行う際に参加しなくても、決定が行われるフォーラムだからである。

- (d) 企業に、CODMとして識別された個人またはグループの肩書きおよび役割の説明を開示することを要求する。
- (e) 企業に、財務諸表の注記で、財務諸表で識別されている報告セグメントが、年次報告パッケージの他の箇所でも識別されている報告セグメントと、どのように異なるのかを説明することを要求する。

見解

財務諸表におけるセグメント情報を報告するために、マネジメント・アプローチを使用する目的の1つは、財務諸表と経営者による説明との整合性を提供することであった。これに関わらず、IASBは、財務諸表で報告されているセグメントが、経営者による説明または投資家への説明で報告されているセグメントと異なるという事例を発見した。IASBは、財務諸表で報告されるセグメントとそれらの範囲の外で報告されるセグメントとの整合性を強制する立場にはないため、財務諸表で識別されている報告セグメントが、年次報告パッケージの他の箇所でも識別されている報告セグメントと、どのように異なるのかの開示を要求することを提案している。彼らは、これはIFRS第8号で要求されているマネジメント・アプローチを強化し、異なる資料との整合性を促進すると信じている。

本修正案は、「年次報告パッケージ (annual reporting package)」という用語を導入しており、「企業の年次財務諸表とほぼ同時に」公表される「プレスリリース、予告 (preliminary announcements)、投資家への説明」を含めるために広く定義されている。本修正は、特に財務諸表が公表された時点で、資料を整合させる (aligning material) のに実務上の課題を生み出す可能性がある。

- (f) 事業セグメントは、広範囲にわたり類似した長期的な財務業績を示している場合には、(集約の目的で) 経済的特徴が類似しているとみなすべきであることを明確化する。
- (g) 企業は、IFRS第8号の基本原則を満たすのに役立つ場合は、CODMによってレビューまたは定期的に提供されているセグメント情報に追加して、セグメント情報を開示することができることを明確化する。
- (h) 財務諸表利用者が調整項目の性質を理解できるように、セグメント情報から企業全体の情報への調整項目のより十分な説明を要求する。

IAS第34号「期中財務報告」

またIASBは、IAS第34号を修正することを提案しており、情報が入手可能でなく、かつ、それを作成するためのコストが過大とならない限り、報告セグメントの構成の変更後には、最初の期中財務報告書で、当期と過年度の両方におけるすべての期中報告期間を、修正再表示することを要求している。

見解

例えば、企業Aは四半期で報告しており、12月決算であると仮定する。企業が2019年4月1日に報告セグメントを変更する場合、2019年6月30日時点の四半期報告書が、新しい構成を使用して作成される最初の報告書となる。当該期中報告書は、報告セグメントの新しい構成に基づいて、2019年の最初の四半期の情報に加えて、2018年度における4つの四半期のそれぞれにおける修正再表示したセグメント情報を含めることを要求される。

この提案されている、全ての当期と過年度の期中報告期間についての修正再表示された金額表示の要求事項により、利用者が、各比較期中報告期間における修正再表示されたセグメント情報を受取る前に、年間の期中報告サイクルが完成するのを待つ必要がなくなる。

発効日、経過措置およびコメント期限

本公開草案は、修正案の発効日を特定しておらず、IASBは、本公開草案について受領したコメントを検討した後に決定する。

本公開草案は、IFRS第8号およびIAS第34号の修正案を遡及適用し、早期適用も認められることを提案している。早期適用が、当該修正案のどちらかについて選択された場合、企業は、もう一方の基準への修正案を同時に適用しなければならない。

本公開草案のコメント期限は、2017年7月31日である。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited